

医療費控除について

当クリニックで受けられる一部の治療は、医療費控除の対象となる場合があります。医療費控除は、1年間（1月1日～12月31日）に支払った医療費が一定額を超えた場合に、所得税の軽減を受けられる制度です。

医療費控除の概要

- **対象者**：納税者本人または生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費が対象となります。
- **控除額の計算方法**：「支払った医療費の合計額」から「保険金などで補てんされる金額」と「10万円（または所得が200万円未満の場合は所得の5%）」を差し引いた金額が控除の対象となります。
控除額 = 1年間に支払った医療費 - 保険金等で補填された金額 - 10万円（または総所得金額の5%のいずれか少ない額）
例）年間で150万円の医療費を支払った場合の控除額は以下のように計算されます。
150万円 - 10万円（基準額） = 140万円
この140万円が控除額となり、課税対象所得が減って、所得税や住民税が軽減されます。
- **控除限度額**：控除額の上限は200万円です。

医療費控除の対象となる費用

以下のような費用が医療費控除の対象となります：

- 医師による診療や治療の費用
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費用
- 通院のための交通費（公共交通機関を利用した場合）
- 医師の指示による治療用器具の購入費用

ただし、美容目的の治療や予防・健康増進を目的とした費用は対象外となります。

詳細については、国税庁の公式サイト<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>をご参照ください。

医療費控除の申請方法

1. **医療費控除の明細書の作成**：支払った医療費の内容を記載した明細書を作成します。
2. **確定申告書への添付**：作成した明細書を確定申告書に添付し、所轄の税務署に提出します。
3. **領収書の保管**：医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保管する必要があります。

詳しい手続きや必要書類については、国税庁の「医療費控除を受ける方へ」ページをご確認ください。